

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和3年3月10日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから3月10日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから、質問のほうをお願いいたします。

質問のある方は手を挙げてください。

オオヤマさん。

○記者 読売新聞のオオヤマです。よろしくお願いします。

今日の午前中に東京電力から例の柏崎刈羽でのIDの不正利用の事案について報告書が提出されているかと思うのですけれども、ちょっとまだ、委員長が内容に目を通されているかどうかは分からないのですけれども、原因と背景としましては、こういったことが起こった背景としましては、現場の状況把握がされていなかったということと、あと内部脅威に対する意識が不足していたということなどを挙げているのですけれども、改めてですけれども、もし報告書のほうに目を通されていましたら、報告書に対する受け止めをお聞かせください。

○更田委員長 本日10時に報告書を受け取った、担当部署が受け取ったと聞いています。それで、私は、午前中は委員会でしたので、委員会終了後に写しをもらいました。ただ、まだ目を通したというところまでもいけません。これから内容に当たりますし、東京電力の核物質防護については、この事案の後にも事案がありますので、そういった点も含めて、規制委員会としては、背景にある要因であるとか核セキュリティー文化であるとか、そういったものの把握、東京電力がいかなる状態にあったのかということの把握に努めたいと思いますけど、これからですね。

○記者 その関係なんですけど、今回の事案は、核セキュリティーの意識が低いというか、欠如して、劣化していたというのは1点、まずこれは確実に言えるかと思うのですけれども、全社的には、こういった文化の醸成には経営層なんかの意識も重要かと思うのですけれども、今後何か、例えば経営層との意見交換とかで触れていくとか、そういったお考えはありますでしょうか。

○更田委員長 それはあるでしょうけれど、先の話でしょうね。セーフティーにしてもセキュリティーにしても、基本的に現場といっても、現場を作るのは、それで指揮するのはマネジメントですから、組織全体としてどう捉えていたかというのは関心の対象に当

然ります。

それから、東京電力のといっても、東京電力だけを見て判断をするわけでもなくて、様々な、例えば他社の取組等々もあるし、それが果たして異常なものなのか、そうでないのか、率直なところ、そういったところに関心を持っていますので、まずは報告書をしっかり確認すること、それから追加の検査等にも入りますし、また、先ほども申し上げたように、一つの事案だけではない状態なので、全体を見て判断していくことになると思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

その追加の調査のほうなのですけれども、いろいろ、発表と言われるほどの発表もなく、一体何がどうなっているのか、正確なところがよく分からないのですけれども、カメラなりセンサーなりが、1個壊れてしまって、その後、複数が更に壊れていることが分かったということで、今のところは恐らく将来的には白判定以上になるのではないかとこの概略を、我々はそのようなものとして理解しています。委員長は今どのように感じて、考えていらっしゃるでしょうか。

○更田委員長 まず、ヨシノさんのおっしゃったことを、否定も肯定もしません。

まだ、私たちのほうから事案についてお話しできる段階にはなっていません。これについては、ただし、感じるということのは、当然、メディアの方が関心を持たれるのは当然のことであるし、それから、公開されるべき内容の情報は公開されるべきだというふうに考えていますので、まだそのID不正利用に続く案件のほうについては、把握と、それから評価を進めつつあるところですので、これについては、そう遠くないうちに臨時の委員会を開催して、委員会としても正式にその内容の報告を受けて、そして委員会の受け止めが固まった段階で、公表できる範囲の事案の内容とともにお知らせできるというふうに思っています。

○記者 テレビメディアとしての要望、お願いなのですけれども、これ、全く映像を撮るチャンスがないんですね。それで、はい。それで、裁判所なんかも、裁判傍聴なんかはもちろんカメラはリアルタイムで回せないのですけれども、頭撮りというのは裁判所でもやらせていただけているんですよ。だから、臨時規制委員会の内容に踏み込むつもりは全くないのですけれども、やはり、そこに集まって委員が議論を開始しようとしている絵ぐらひは撮れないものかなというのが、それは要望です。

○更田委員長 はい。あのですね、臨時の委員会の頭撮りをさせていただこうとすると、会議室であるとか設備との関係がありますので。一方で、委員会の中にもずっとこのところ複数回にわたって臨時委員会が開催されているけど、これってどうよというか、こ

れでいいのかという問題意識はあるので、例えばですけど、ただ、この絵は、私としては絵として余りお勧めできませんけれど、私が会見をやるということは考えています。その可能性は検討をしていますけど、委員会の頭撮りというのは、広報室長がちょっと考えてくれると思いますけど、多分、難しいんじゃないかなというふうには、私としては思います。可能であれば、それほど負荷をかけずに可能であれば御要望に従えるかもしれない。

○記者 すみません、確認ですが、これは、臨時規制委員会が終わった後、委員長が何らかのぶら下がりをやってくださることを、今御検討していただいているということですか。

○更田委員長 そうですね。事案の内容であるとか、私たちの受け止めが固まってきたら、そういった可能性について検討しようと思っています。

○記者 ありがとうございます。頭撮りのほうも、総務課長や次長や長官も含めて御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

○更田委員長 ただですね、核物質防護に当たっている担当職員の顔は撮られないようにというような、様々な、実は配慮が必要で、委員側はもう面が割れているので一向に構わないですし、幹部も構わないのですけども、担当職員、説明する職員の絵が撮れないなどの制約がありますので、御要望は承りましたけども、実現可能性はそれほど高くないように思います。

○司会 そのほか、ございますでしょうか。

コツボさん、お願いします。

○記者 朝日新聞のコツボです。

ちょっと話が変わって恐縮なのですが、老朽原発の運転延長に関して、ちょっとお伺いしたいと思います。委員長、かねがね40年というのは立法府のほうで決められたものであって、規制側が、行政側が議論するような類のものではないというふうにおっしゃってございましたけれども、例えば、ただ、40年というタイミング自体は規制の中でどういうものなのかということについて、過去に何か、点検のタイミングだとか、何かそんなことをどこかで言及されていたように思うのですが、今現在どういうものだというふうに捉えていらっしゃいますでしょうか。

○更田委員長 これは考え方の中でも、委員会が定めた考え方の中でも覚えていますけれども、評価のタイミングなんですね。40年というのは、評価のタイミングとしては、必ずしもこういったときに国際的なプラクティスを引き合いに出すのがふさわしいかどうかは別としても、それでも大体40年って、工学的に見ても、経年変化の評価をするタイミングとしては、何というんですかね、割とスタンダードなものなので、しかも、それが法律で、国会でお決めになったことで定まっているので、規制委員会としては、40年というのは経年変化について評価をするタイミングだと思っています。

○記者 ありがとうございます。また、そこでの評価結果といたしますか、そのときの状態の原発についてちょっと伺いたいのですが、要は劣化の度合いについてですね。これも委員長、以前、二、三年前の会見だったかと思うのですが、劣化の度合いについては、40年というのは十分余裕があって、何か60年でも、心配するほどかということ、それからはまだ余裕があるような見解を示しておられたように思うのですが、運転することへのリスクと、あとは、以前に何か過酷な条件下での挙動について何かちょっと御懸念じゃないですが、まだ知りたいことがあるというようなことをおっしゃっていたように思うのですが、この辺ちょっと整理して、もう一回教えていただけないでしょうか。

○更田委員長 なかなかその整理って簡単ではないのですが、しかも40年の時点でのどのくらい余裕があるかというのは、対象とするものによっても違いますし、例えば、圧力容器鋼材の脆化であるとか、コンクリート強度が維持されているかとか、そういった点に関しては、それぞれについて裕度には違いがあるので、必ずしも40年という数字だけで答えられるものではないです。

もう一つは、設置されたときの状況。要するに、今、新設なら新設という言い方でもいいですけど、されたときの状況と比較してどうなっているかという観点とは別に、設計の古さというものがありますから、東京電力福島第一原子力発電所で経験したようなシビアアクシデントが起きたときの、何といたしますかね、対処のしやすさであるとか、そういったものについては、今の高経年化技術評価等の中でそこまで視野に入っているわけではないんですね。設計までも視野として考えたときは、古い設計の炉がシビアアクシデント対策を取るに当たっても、後から足した機器があるとしても、シビアアクシデントとどう戦えるかというのは、設計に振り返って戻って考えなければならないので、これはいつの時代の設計であって、いつの世代の炉であってという議論で、この議論というのは、そうですね、私がかねがね必要だというふうに思っていますけども、これは今の40年、更にそこで延長の申請があった場合の対処という視野の中で捉えているわけではありません。ですから、ただ、米国のように非常に長い運転期間を考えると、設計の古さというもの、シビアアクシデントにどのくらい備えるかという規制の強度にかかると、それは、それぞれの国の権限ですけれども、非常に長期間にわたる場合には、設計の古さというのをどう考えるかというのは一つのポイントになるだろうと思います。

○記者 ありがとうございます。

最後にいたしますけれども、単に古いというだけではなくて、例えば新しいもの、車でも、ミッションのほうがオートマより応用が利きやすい部分とかがあったりするかと思うのですが、じゃあ新しければいいのかということ、そうでもないという部分もあるかと思うのですが、その辺りというのは、どういうふうに考えたらいいのでしょうか。

○更田委員長 あかね、設計の世界では一般に、原子炉の設計の世界では一般に新しいもののほうが、より安全性が高いというか、ごくざっくりとした一般的な表現で言えば安

全性が高いし、それからシビアアクシデントも、そのシビアアクシデント対策として当初設計から考えられたものは備えているといった点で、設計の観点だけから言うと一般に、概して新しい設計のものの方が安全性は高い。一方で、合理化設計というようなものもあって、施工段階までずっと見ていくと、例えば耐震性の裕度が、新しいもののほうが、良い言い方をすると節約、悪く言うと削られていたりする場合もあるので、同じ型の炉であっても、後で建設されたもののほうが、裕度が低いということはありません。さらに、例えばEPRで、EPRってヨーロッパ型のPWRですが、今、改良型EPRというものが言われているのです。それで、改良型EPRって、じゃあ元のものより安全性が高いかという、必ずしもそうは言えなくて、というのは、二重核納容器をやめましようとか、そういう意味での改良。元のEPRが建設にめちゃくちゃ時間がかかってしまったりとか、コストが当初の倍だったりとかというようなことがあって、ですから、そういう意味での改良というのがあります。ただ、ちょっとこれは例外的で、設計から言えば一般に、新しいもののほうが概ね安全性は高いというのは言えると思います。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

では、ヒロエさん、お願いいたします。

○記者 共同通信のヒロエです。

東電の報告書に戻ってしまうのですが、東電側の背後要因の分析をされていて、それで、厳格な警備業務を行い難い風土があったというふうに指摘しているのですが、その中で、社員に対する警備員の付度、東電社員に対する委託警備員の付度というふうな分析をされていて、これについて、まだ報告書を読み込まれていないということですが、もし受け止めがあったら教えてください。

○更田委員長 実際、警備に当たっておられる方というのは、東電本体との間の契約関係で警備業務を行っている、関連会社の方が行っているケースというのが非常に多いわけですが、そうすると、契約関係からすると、カスタマーの方が警護される側になるので、なかなか難しい問題ではあると思うんです。付度という言葉がふさわしいかどうか分からないけれども、東電社員に対して厳しく当たりにくいというような要素が、これは東京電力だけではなくて他サイトでも起こり得ることだと思いますけれども、要因としてはあるんだろうと思いますけれども、それにしても双方の、東電社員とそれから警備に当たられる方に対する研修であるとか教育の問題であるかもしれないので、今の時点で一概には何とも言えません。

○記者 今回の報告書って、東電が委託、警備会社にヒアリングしているので、そこでも付度なるものがあるのであれば、回答もなかなか言いづらいところがあるのかなと思ったりして、ここは原子力規制委員会として、委託警備会社の方にもヒアリングは行うのでしょうか。

○更田委員長 検査で、これも一般論でお答えしますが、検査で入ったときに事情を

伺ったりするのは、必ずしもサイトの社員の方だけではなくて、協力企業の方からも事情を聞きます。そして、過去の事例で言えば、当該社のほうの人は指示したと言って、協力会社の人は聞いていないというようなケースだってあるし、ですからそういった意味では、検査は東電本体だけではなくて、警備に当たっておられた協力会社の人からも聴取をすることになります。

○記者 それで、もし東電の報告書と警備会社の方から聞いた報告の内容が全然違ったりとか、また報告書を今回御覧になって不十分だなということが出てきたら、どういうふうになっていくのでしょうか。

○更田委員長 まずはこれ、私、報告書をきっちり見てからではありますけども、いずれにせよ、報告書の内容を受けて、検査も続きますし、それから、これはある意味、今回のID不正利用に関して言えば、東電の受け止めを私たちとしては公式に初めて聞いたという形になるので、これからやり取りを続け、当然、続けていくことになるだろうと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

スズキさん。

○記者 新潟日報のスズキです。よろしくお願いします。

新潟の話になるのですけれども、新潟県の技術委員会が、これから規制委員会が追加検査を行うと思うのですけれども、その検査内容を確認する方針を示しているのですけれども、これに対して、規制側としてはどういうふうに対応するのか、核セキュリティの問題もあって、どこまで内容を明らかにできるのかという問題もあると思うのですけれども、どういうふうに対応していくのかというのと、どこまで内容を明らかにできるのかという部分、ちょっともし分かる範囲でお聞かせ願えればと思うのですが。

○更田委員長 詳しいところは担当部門に聞かないと分からない部分がありますけど、今の時点でお答えできることで。

私の理解では、メディアの方にお伝えできる情報以上の情報をお伝えすることはできないと思います。ですので、既にメディアの方も含めて公開していること以上のことを、立場にかかわらず、お伝えすることはできないと考えています。

○記者 分かりました。ちょっと我々メディアと、その県の技術委員会とでちょっと立場も違うのかなと思うんですけれども、でも、やっぱりそこは内容としては変わらずに、出せるものは決まっているというか、範囲としてはということの理解ですかね。

○更田委員長 あのですね、公開できる情報と非公開の情報の2種類であって、相手のお立場によってはお伝えすることができますという情報はないんですね。そういった意味で、例えば国会での御質問にお答えする際にも、メディアの方に公開している情報以上のことはお答えできないんですね。そういった意味で、今、例として挙げられた技術委員会

ですとかそういったところから求めがあって、もちろん求めがあれば御説明しますけれども、その説明の内容というのは、メディアも含めて社会に公開しているものと同じものになります。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

では、ササキさん、お願いします。

○記者 北海道新聞のササキです。

この前、国会で答弁されていましたが、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の規制基準の件についてちょっとお聞きしたいんですが、1点目がですね、規制基準、今は決まっていないということなんですけども、文献調査、概要調査、精密調査、あるいは精密調査が終わった後ですね、場所が決まった後、どの段階で策定に着手する予定なんですか。

○更田委員長 これは国会での御議論は、きっかけとなった国会での御議論というのは、基準が決まるのが、基準といいますか、要件が明らかにされるのは、遅れば遅れるほど、後出しじゃんけんみたいですね、なってしまうのではないかという御懸念があって、この懸念は実は規制委員会も共有をされていて。基準となると、基準という言い方、正確な言い方すると、基準となると設計が固まってこないと基準そのものは決めにくいところはあるんですけど、用地を選ぶ、用地をどう考えていくかというものの要件については、これは閣議決定がされていて、そういった調査の進行に支障を生じないように、私たちとしては最低限必要な要件を示していくという閣議決定された、これは何だろう、要請というか指示というかがあります。ですので、今私たちが進めようとしているのは文献調査の段階で、例えば用地の要件に係るような必要な要件は示せていけたらというふうに思っています。

今、私がここでいつまでにと言うと、担当部門が悲鳴上げるんだろうと思いますけれども、実はそんなに時間がかかると考えていない。もちろん坑道がどうであるとか、水平の坑道がどうであるとか、それから人工バリアの設計はどうであるかとかというのは、これはもっとももっとずっと話が進んで、やり方が決まってからでないと基準がつかれないところがありますが、例えばこういった断層は避けるべきであるとか、こういった地層は避けるべきであるといったような用地を決めていく上での要件に当たるものというのは、そう遠くない将来に示せるというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

2点目がですね、国会の答弁で、将来の安全規制の具体的な審査に予断を与えない前提の下でというお話があったんですが、この審査に予断を与えないというのは、将来的に規制委が行う審査にという意味合いでいいんですかね。

○更田委員長 はい。

○記者 あと、先月、NUMOのほうがですね、包括的技術報告書というマニュアルみたいなものを改訂して公表したんですけども、あれはNUMOがつくったものですね、あれに沿って文献調査、今後、概要調査と進んでいくんですけども、専門家の中には、規制委が基準を決めないでですね、NUMOのあのマニュアルだけでどンドン話が進んでいくとやっぱりまずいんじゃないかというですね、早めに規制基準をちゃんとつくって、やっぱり規制委の基準がある中で、原発と同じですね。それで決めていかないと、どンドン精密調査まで行っちゃったら、これはやっぱりまずいんじゃないかという声があるんですが、そこについてはどうですかね。

○更田委員長 いや、それこそ正に予算委員会であった御質問の内容であって、先ほどお答えしましたが、後出しじゃんけんにならないようにというのは、正にその点です。

したがって、繰り返しになりますけど、どこにしようかなどいうのを選ぶときの要件には、その選定についての議論の前に規制委員会が示していきますし、それから、詳細の設計についてはどういったアプローチが取られるかという段階で基準を定めていく、ですから、検討が進んで、後から基準が決まるということはありません。

○記者 最後に確認なんですが、その処分場の規制基準というのは、建物のその話だけじゃなくてですね、周辺の断層とか地下水とか、当たり前ですけど、それ全部、全体ということですね。

○更田委員長 先ほどからそう申し上げていると思いますけど。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

では、サカイさん、お願いします。

○記者 中国新聞のサカイといいます。

審査が終盤を迎えている中国電力島根原子力発電所2号炉のことでお尋ねします。

島根原子力発電所2号炉は、10年前に事故を起こした福島第一原発と同じBWRということで、現在、今、まとめ資料、これの提出が順次行われていて、そのチェックが進んでいるというふうに伺っております。あれから10年ですが、非常に今最も合格に、次の合格に近いとされておるわけですけども、今後の審査に、この終盤においてどのように臨んでいくか、改めてお伺いできればと思います。

○更田委員長 まずですね、島根2号機、審査は、確かにそのまとめ資料の提出を受けているということで、終盤であることは、終盤という、ごくざっくりとした言い方は間違いないと思うんですけど、まだ審査に当たっている担当部署からは、いついつ頃までに審査書を幹部に共有できるとかですね、そういったことについては聞いていないので、まだそのいつまでというほど終盤に差しかかっているわけではありません。

その上で今のお尋ねにお答えすると、BWRとしては私たち、柏崎刈羽であるとか、東二であるとかといった審査を行ってきたわけですけど、BWRという炉型よりもむしろ、い

わゆる新規制基準に適合させて稼働を目指すという炉で、中国電力にとって最初のものだということは非常に重要だと思っています。これは柏崎刈羽6・7が東京電力にとって、それから東二が原電にとってというのと同じことではあるんですけども、やはり最初の、自社の最初の号機について許可を目指そうとするときに、電力としてはですね、例えば福島第一原子力発電所が経験した事故というのはシビアアクシデントで、シビアアクシデントというのは常に施設の運転、運用を図る人たちが想像力を働かせて、ある種柔軟な考え方を取らないと、なかなかその対処が十分に尽くせないものなんですね。そういった意味で、中国電力には、審査終盤に差しかかるとともに、また後段の規制もあるわけですけども、再稼働を目指すのであれば気を引き締めて当たってほしいと思います。

それに、停止中にも幾つかトラブルがありましたから、よく吟味をして、反省すべきところは反省をして備えてほしいというふうに思います。

○記者 今言われた停止のトラブルというとあれですかね、サイトバンカの関係とか、あとは……。

○更田委員長 まあ、中国電力の場合、割と細かいものではあるのかもしれないですけども、ただ、何と申しますかね、トラブルであるとか不始末みたいなものから学ぶというのは、余り大きい小さいに関わらないところがありますので、さらに、今お尋ねがあったけども、それから、停止期間が極めて長いということに関してもですね、やっぱり運転に対する備えであるとか知識・経験の継承であるとか、それはしっかり改めて確認してもらいたいというふうに思います。

○記者 最後に、今後の審査、まだ最終版と言うには早いということもあったんですけども、今後、まとめ資料のチェックが更に進んで、それが概ね済んだら今度、補正書の提出、またそのチェック、それで審査書案の取りまとめとなっていくわけですが、今後の審査に当たっての課題ですよ。まあ、今のところ大きな問題はないようにも見えますが、中電側にとっての課題というのは何だと思えますでしょうか。

○更田委員長 そうですね、まだ今の段階でとは思いますが、サイト側の審査に関しては、先行する審査が幾つあったとしてもサイトごとに異なる内容の審査をしていますので、しっかり見ていく必要がありますし、炉型としてBWRについても幾つか既に先例はあるとはいうものの、その都度、一つひとつの許可ごとに内容はしっかり精査をしていますので、最終段階になって課題が浮上する、したというケースもありますから、私たちがこれからしっかり見ていきたいというふうに思います。

○司会 ほかに御質問はございますか。

では、アラキさん、隣。

○記者 毎日新聞のアラキと申します。よろしく申し上げます。

いつも更田委員長は、常から、新規制基準に適合した原発であっても、想定以上の事

故が起こらないとは考えないでほしいというふうに御見解を示されていると思いますが、その新規制基準の審査で用いられている事故想定についてで1点お伺いしたいことがあります。

原子力発電所のほうから放射性物質が放出されるような事態になった場合というのは、新規制基準下では各事業者に対してセシウム137のほうでは100テラベクレルまでにとどめられるようにというふうに求められているかと思います。となると、それ以上の放出になるような事故の確率というのはどのくらいなのかというのもとても気になるんですけども、そこの段階で以前も、大分前の話だと思うんですが、規制委員会のほうでも安全目標として、その100テラ以上の放出量があるというのは100万炉年に1回という話があったかと思ひまして、それで、審査にパスしていれば、概ねこの事故確率というのを達成できるのではないかというような御見解を以前の委員長の田中さんがおっしゃっているんですけども、更田委員長御自身のお考えがどのようなものがあるのかというのを是非お聞かせいただければと思います。

- 更田委員長 まず、性能目標の議論のときに、炉心損傷確率、これは旧原子力安全委員会が一旦取りまとめた性能目標に、環境保護の観点から、今アラキさんがおっしゃった100テラベクレル、セシウム換算の100テラベクレルというのを加えた形でなっていて、炉心損傷確率が 10^{-4} で、格納容器の機能喪失、CFR、格納容器の破損確率が 10^{-5} で、それで、しかしながら、破損といっても100テラベクレル未満を維持する形で、それで、100テラベクレルを更に上回るLRFという、Large Release Frequencyですけど、それが 10^{-6} 。ただし、基となっている、こういった値の基となっている計算って、起因が機器の故障であったり、人のミスによるもの、内的事象と言いますが、内的事象のPRAに基づいた議論で、さらに、地震PRA、地震を起因とする事故の確率というのは、これを議論した当時、規制委員会が議論した当時ではなくて、安全委員会が議論した当時、地震PRAってまだまだ発展途上の状態にありました。

それで、今の段階においてもなお、具体的な数字の詳細について、余り強い意味、大きな意味を求めるのは科学的でないと思っています。というのは、様々な確率論的リスク評価、これは技術の成熟に伴ってというところがありますけれども、炉心損傷確率一つにしても、先ほど申し上げた、故障や人のミスによってそういった炉心損傷に至る確率と、それから地震が起因となるもの、さらに、まだ恐らくほとんど手がついていないのは、例えば地震・津波を超えるようなものについて、それから津波PRAもそうです。それから火災PRAもまだまだこれから。それで、もっと言えば、何が安全かといったときに、今言っている安全というのは工学的安全だけですけども、例えばテロによって発電所がやられてしまうというのも、これも広い意味では安全ですよ。ただ、テロはその確率に含まれているわけではない。

更に言えば、レベル1と言いますが、炉心損傷確率のところまでは内部事象、地震、津波ぐらいのものというのは進みつつありますけれども、それを超える確率、格納容器

の機能喪失確率であるとか、更に言えば先ほど申し上げたLRF、大規模放出の確率であるとか、後段に行けば行くほど確からしきは小さくなって来るんですね。ですから、後ろのほうの数字にあんまり強い意味を持たせるのは危険だというふうに思っています。それで、実際に内的事象のPRAだけで限って言えば、性能目標というのは新規制基準に適合するような炉では性能目標はクリアされていると思います。評価によっては大きくクリアできていると思います。ただし、それは飽くまで評価の限りにおいて。

それから、確率論的リスク評価って、想定していないことは入っていないんです。当然のことながら。人間が思いついていないような損傷モードは入っていないわけです。例えばHEAFって、共通要因故障で、私が、高エネルギーアーク火災ですね。高エネルギーアーク火災って、対策が取られたら、当初のPRAの結果が正しくなるだけであって、もともと入っていないことは、PRAの中でも考慮されているわけではないので、そういった意味で確率論的リスク評価が与える定量的な数字、確率論的リスク評価は、その弱いところを見つれたり、事故の進展に想像力を働かせる上で極めて優れた武器ですし、検査などでの応用でも非常に意味あるとは思いますがけれども、結果そのものにあんまり大きな意味を持たせることは、私は危険だと思っています。

○記者 そうしますと、やはりその新規制基準で求められている自己評価というものの以上のものであるということも当然起こり得るということは今後も発信していかなくちゃいけないと思うんですけども、国民というか一般の市民の人に対して。

○更田委員長 それはもう、そのとおりだと思いますよ。要するに、残余のリスクという表現が正しいかどうかは別として、リスクが残っているということは事実で、ゼロには決してなりません。

それから、新規制基準に適合して、稼働している炉の評価上のそういった確率というのがどのようなものかというのは、FSAR、安全性向上評価の報告書の中で、それぞれ事業者が評価して、その評価の値が妥当であるかどうか私たちはある程度チェックはしていますけれども、そういった値そのものについては、その向上評価の中に表れてきます。しかし、その値をああいって形で届出ではあるけれども、公表を求めたのは、事故のリスクはゼロにはならないということが明確に示されるわけだし、更に言えば、もう一つの安全神話は、全ての炉は等しく安全というのも安全神話で、炉によって違いがあるんだよということがはっきりしてくるので、そういった意味で、数字の絶対値そのものよりも、そういった値を事業者自らが公にすることに意味があると思っています。

ただ、アラキさんおっしゃるように、リスクが決してゼロになるわけではないというのは極めて大事なことだと思いますし、であるからこそその継続的な安全性向上が必要だということだと思います。

○記者 すみません、最後に、しつこくして申し訳ないですけど、一般の市民にとっては数字だけがどうしても一人歩きしてしまったりとか、安全新規制基準に合格していれば大丈夫なんだっていう思い込みというものもどうしてもなってしまう、出てしまうこともあ

るかと思うんですけども、そうならないためにも、どのように規制委員会として発信していくべきなのか、国民の人たちにもこういうところを注意して見てほしいというようなものがあればお願いいたします。

○更田委員長　そうですね、これは、数字の上でのリスクもそうですし、それから例えば放射線量についてもそうですけど、いかに正しく恐れるかということが大事か。過度に恐れてしまうと本来得られるはずだったものまで失ってしまう。一方、正しく恐れなければその害から逃れることができない、その程度の問題だと思います。それは人の受け止めによっても随分違うところがあるのも事実ですし、特に科学的に明確に、原理的に明確にならないものもあります。確率的な事象って、決して確率でしか語れなくて決定論的に語れるものではないですから。ただ、例えば放射線の影響等は低線量の場合は確率的に現れると。ですから、その影響については確率的な表現以外に語りようがないわけですけど。じゃあその確率をどう受け止めるかというのは、お一人おひとりの人によって受け止め方が随分開きます。ですから、表現上の難しさというのは、例えば低線量被ばくの影響でもそうであるし、それからシビアアクシデントのように非常に頻度は小さいけれども影響の大きな事故についてどう語るかというのは、決定的な方法論というのはなかなか見つからないと思っていますし、規制委員会は、その表現でずっと工夫といたしますか、苦労しているところがあるし、一方、社会全体においても、例えばメディアの方々であっても、決定的な低頻度のリスクの語り方であるとか放射線影響の語り方というのは確立したものはないというふうに思っています。ですから表現については、それこそ日々継続的改善しかないだろうと思います。

○記者　分かりました。どうもありがとうございます。

○司会　ほかに御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—